

令和6年度 富士川町 地域脱炭素実現に向けた  
再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業  
及び地球温暖化対策実行計画  
(区域施策編) 改定業務委託

公募型プロポーザル 実施要項

令和6年4月  
富士川町 町民生活課  
生活環境担当



# 令和6年度富士川町地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり

## 支援事業及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定業務委託

### 公募型プロポーザル 実施要項

#### 1. 趣旨

この要領は、「令和6年度富士川町地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定業務」（以下「本業務」という。）の委託者をプロポーザル方式により選定（以下「本選考」という。）する際の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

#### 2. 業務の概要

##### (1) 業務の名称

令和6年度富士川町地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定業務委託

##### (2) 業務の内容

別紙「令和6年度富士川町地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定業務仕様書」による。

##### (3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで（予定）

##### (4) 契約限度額

12,749,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

契約限度額が必ずしも本事業の契約額となるものではない。

##### (5) 実施形式

公募型プロポーザル

##### (6) 実施条件

本業務は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（令和5年度補正予算若しくは令和6年度当初予算）の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（第1号事業）」の採択を前提とし、不採択の場合は事業化しないものとする。なお、本プロポーザルにおいては新たに行政文書を公開せず既公開情報を元に提案を実施すること。

##### (7) 担当部署及び提出先

富士川町 町民生活課 生活環境担当

### 3. プロポーザルの参加要件

このプロポーザルは、公募型プロポーザルとし、次の参加資格の要件を満たした事業者のみ参加することができる。

- (1) 「令和5・6年度富士川町入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (5) 本業務の受託者は、次の業務の実績を有していることとし、受託実績は過去3年以内（令和3年度～令和5年度に業務完了）のものであること。
  - ① 環境省補助事業を活用した同種業務（「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業（第1号事業）」に関する業務 および同等の業務）を地方公共団体から受託し、かつその委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有すること。
- (6) 管理技術者又は担当技術者が以下の条件を満たすこと。
  - ① 技術士法に基づく技術資格（建設部門、環境部門）又はエネルギー管理士を有し、過去に環境省補助事業を活用した同種業務に従事した実績を有していること。
- (7) 本業務の成果品等の品質確保、本業務の活動による環境負荷の低減等を図るため、次の第三者機関等による認証登録を行っていること。
  - ① ISO9001：品質マネジメントシステム
  - ② ISO14001：環境マネジメント
  - ③ レジリエンス認証（内閣官房国土強靱化推進室）

### 4. プロポーザルのスケジュール

このプロポーザルのスケジュールは概ね次のとおりである。なお、日程が前後する場合がある。

項目	日程
参加表明書及び業務提案書等の作成に関する質問受付期間	令和6年4月16日(火)から 令和6年4月24日(水)午後3時まで
質問に対する回答	令和6年4月26日(金)まで
参加表明書提出期限	令和6年4月30日(火)まで
業務提案書等提出届提出期限	令和6年5月1日(水)まで
最終選考の実施予定	令和6年5月23日(木)
選定結果通知	令和6年5月27日(月)
契約締結予定	令和6年5月31日(金)まで

## プロポーザルの手続

本プロポーザルに係る手続は次のとおりである。

### (1) 質問の受付及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、次により質問書を作成し、期限内に提出すること。期限内に提出がない場合は、質疑が無いものとして取り扱う。

#### ア 提出書類

質問書(別紙1)

#### イ 受付期間

令和6年4月24日(水)午後3時まで

#### ウ 提出先

富士川町 町民生活課 生活環境担当

#### エ 提出方法

電子メールで送付すること。提出した場合は、電話で担当に到着確認を行うこと。

#### オ 回答

質問に対する回答は、令和6年4月26日(金)までに、ホームページ上で回答する。

なお、質問に対する回答は、仕様書等の補足、追加又は修正とみなす。

### (2) 参加表明書及び業務提案書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、参加表明書(様式第1号)に必要事項を記載し、次のとおり提出すること。また、仕様書の内容を踏まえ、業務提案書等を以下の通り作成し、提出すること。

#### ア 提出書類

(ア)参加表明書(様式第1号)

(イ)会社概要等(別紙2)

(ウ)業務提案書等提出書(様式第2号)

(エ)提案書(任意様式)

提案書には、次に掲げる事項を全て含むものとする。

- ・提出部数 19部(正本1部, 副本18部)
- ・同種又は類似業務の実績
- ・業務の支援体制(配置予定者の資格や実績情報を含むものとする。)
- ・業務推進のスケジュール
- ・その他、提案書については、仕様内容を満たした内容とし、国や県の最新動向の反映や、本計画の策定に付随する追加・独自提案など、業者独自の提案があれば提案をすること。

(オ)参考見積書(任意様式。内訳書を添付し、金額は税込みとすること。)

#### イ 提出期限

(ア) : 令和6年4月30日(火)午後5時まで(必着)

(イ) ~ (オ) : 令和6年5月1日(水)午後5時まで(必着)

#### ウ 提出先

富士川町 町民生活課 生活環境担当

#### エ 提出方法

持参し、又は郵送すること。

持参する場合は、平日(土、日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時までに持参すること。

郵送する場合は、電話で担当に到着確認を行うこと。

## 5. 審査基準

提出された業務提案書等については、次により審査を行う。

### (1) 審査体制

審査は、選定委員会において行う。

### (2) 審査方法

提出された提案書類等について、厳正な書類審査を行い、提案内容が最適なものを選定する。審査に当たっては、別紙の評価基準表により評価し、得られた総合評価点が最も高い参加者を本業務の選定者として決定する。

## 6. プレゼンテーション

(1) 実施場所：富士川町 庁舎内会議室（予定）

(2) 実施日：令和6年5月23日（木）（予定）

(3) 説明者：配置予定の担当技術者が行うものとする。

(4) 実施時間：30分（説明 20 分以内、質疑 10 分程度）

(5) その他

ア プレゼンテーションは、事前に提出した提案書に記述された文章、図、イラスト、イメージ等の範囲内で使用することができるものとする。追加資料の配付は一切認めない。

イ 説明に際し、プロジェクター、スクリーン、HDMIは事務局が用意する。パソコン、発表に必要と考えられる機器（その他の機材を使用する場合を含む）は参加者が準備するものとする。

（※パソコンとプロジェクターの接続不良等を考慮し、パワーポイント等を使用する場合は、説明に用いるデータを必ずUSB等に保存し、準備すること。）

ウ 入室からパソコン機器の設定など発表準備に関わる時間は発表時間に含むこととする。

エ プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として選考の対象としないこととする。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りではない。該当する場合は、その旨を理由と共に書面（書式自由。ただしA4判とする。）にて提出するものとする。

オ 提案者数によりプレゼンテーションの時間配分等を調整する場合がある。

## 7. 審査結果

### (1) 審査結果の通知

プロポーザルの審査結果の選定又は非選定は、書面で通知する。なお、審査の過程及び点数は公表しない。審査結果に対する質問および異議申立ては一切受け付けない。

### (2) 失格事項

ア この実施要領の定める手続以外の方法により、関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

イ 提出書類等が本要領の提出方法に適合しない場合

ウ 提出書類等が本要領に示された条件に適合しない場合

エ 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合

オ その他この実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

## 8. 契約に関する事項

ア 選定された提案者と業務内容の詳細や契約金額等に関する協議を行い、内容を決定する。内容決定後は、随意契約にて、本業務の委託に係る契約を締結する。

イ なお、選定された提案者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合には、他の提案者のうち、総合得点が高いものから順に契約交渉を行うものとする。

## 9. その他

(1) 各種様式等については、本町のホームページからダウンロードすること。窓口での配布は行わない。

(2) 業務提案書等の作成及び提出等に関する費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された業務提案書等は、原則として返却しない。また、提出された業務提案書等の著作権は、業務提案書等の提案者に帰属するものとし、業務提案書等の選定以外に提案者に無断で使用しない。

(5) 提出期限以降における業務提案書等の差替え及び再提出は認めない。

(6) 業務提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加承諾書若しくは参加辞退届又は業務提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

(7) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語（商標、固有名詞、単位は除く）、単位は日本の標準時及び計量法、通貨は日本円によるものとする。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

## 評価基準表

審査項目	審査項目	配点
業務遂行能力	同種業務の実績	10
	地球温暖化対策に関連する調査・検討業務等の類似実績(区域施策編)	5
	担当技術者の業務遂行能力及び人員配置	5
企画提案	本業務の目的及び趣旨の理解度	5
	基礎情報の収集及び現状分析	5
	地域の状況及び課題の把握	10
	温室効果ガス排出量の将来推計	5
	再生可能エネルギー導入目標及び基本方針の検討	5
	再生可能エネルギー導入促進のための可能性調査	15
	将来像及びロードマップの検討	5
	その他追加提案	15
	業務スケジュール	5
見積価格	価格の妥当性、積算内訳の妥当性	10
合計		100



別紙1

## 質問用紙

(富士川町地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり  
支援業務及び地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定業務)

商号又は名称	
代表者氏名	
担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX、E-mail	
質問件名	
質問内容	

※質問は1枚につき1件とする。

様式第1号

## 参加表明書

令和 年 月 日

富士川町長 様

当社は、「令和6年度富士川町地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業及び地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定業務委託公募型プロポーザル実施要領」に定められた参加資格要件をすべて満たしており、本件への参加を希望するので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類における全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者名 )

(電 話 )

(F A X )

(E-mail )

## 会社概要等

商号又は名称					
所在地					
年間平均実績(百万円)					
従業員数(人)		事務系	技術系	その他	合計
連絡担当者氏名 及び連絡先	氏名				
	電話・FAX	電話:			
		FAX:			
	E-mail				
〈業務内容〉					
〈組織図〉					

様式第2号

## 業務提案書等提出届

富士川町長                    様

「令和6年度富士川町地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業及び地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定業務に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、業務提案書等を提出します。

令和6年    月    日

住            所  
商号又は名称  
代表者氏名

印